

○熊本市景観審議会条例施行規則〔都市デザイン課〕

平成15年3月28日

規則第38号

改正 平成17年3月31日規則第48号

平成19年3月30日規則第42号

平成24年1月19日規則第7号

平成29年3月29日規則第13号

平成31年3月29日規則第35号

令和3年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市景観審議会条例（平成15年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第2項の規則で定める者)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工業者又はその団体が推薦する者
- (3) 屋外広告業団体が推薦する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(関係者の出席)

第3条 熊本市景観審議会（以下「審議会」という。）は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、都市デザイン課において処理する。

(平17規則48・平19規則42・平24規則7・平29規則13・平31規則35・令3規則28・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、熊本市景観審議会条例（平成１５年条例第２９号）の施行の日から施行する。

（熊本市屋外広告物審議会規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 熊本市都市景観審議会規則（平成元年規則第６２号）

(2) 熊本市屋外広告物審議会規則（平成８年規則第１３号）

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日の前日において、熊本市都市景観審議会の委員に在任している者の任期は、前項の規定による廃止前の熊本市都市景観審議会規則第４条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成１７年３月３１日規則第４８号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日規則第４２号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年１月１９日規則第７号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２９日規則第１３号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日規則第３５号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日規則第２８号）抄

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。